

改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画

北茨城市

2 構造改革特別区域の名称

北茨城市公立保育所給食外部搬入特区

3 構造改革特別区域の範囲

北茨城市の全域

4 構造改革特別区域の特性

北茨城市（以下、本市という。）は、茨城県の最北部にあり、太平洋を望んだ東京～仙台間のほぼ中間に位置し、東西24km、南北22km、総面積は186.79km²で、東京からは東北に180kmの地点で、JR常磐線、常磐自動車道ともに約1時間30分の時間距離にある。

人口は、38,462人、世帯数は17,071世帯（令和7年10月1日現在）で年々人口が減少して、年少人口比率は9.1%、高齢化率は38.5%である。

本市の就学前児童に対する保育・教育は、公立保育所1か所、私立保育所1か所、私立認定こども園7か所で開催され、931人が在園している。（令和7年10月1日現在）児童数が減少するなかではあるが、公立保育所は、令和8年度に北茨城市民病院敷地内に移転新築し、今後も市の基幹的保育所として運営していくこととしている。

5 構造改革特別区域計画の意義

新公立保育所の利用定員は25人（予定）と小規模であるため、安定的、継続的な給食の提供のため運営の合理化を進める必要がある。少子化は進むものの保育サービスへの要求は高まる傾向であり、給食材料の一元購入や調理業務の効率化を図り、限られた財源の下、食育を含めた様々な保育ニーズに対応するため、「公立保育所における給食の外部搬入方式」の活用を希望するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画は、新公立保育所の給食・おやつに関し、北茨城市民病院調理室で調理を行い、外部搬入するものであり、この事業を実施することで、次のとおり目標を設定し推進を図る。

- (1) 保育所運営の効率化を図る。
- (2) 安定的・継続的に給食を提供する。

- (3) 乳幼児に必要な栄養管理やアレルギー対応等により安全な給食を提供する。
- (4) 食育年間計画を推進し食べることを楽しむ子どもを育てる。
- (5) 地域の食材を利用することで、食を通じてふるさとを知り、ふるさとを思う心を育てる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特例措置を活用することにより、一つの調理施設で2施設分の給食を調理することで、食材の一括購入や調理施設の集中化に繋がり、保育施設における調理に関する経費の削減が可能となる。同時に保育施設での調理従事者の確保の必要性がなくなり、安定的・継続的な給食の提供が可能となる。

8 特定事業の名称

920 「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

北茨城市立新公立保育所

3 当該規制の特例措置の運用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

北茨城市立関本保育所で行っている給食調理業務を北茨城市民病院敷地内に移転新築後は北茨城市立新公立保育所の3歳未満児を含む児童の給食・おやつを北茨城市民病院の調理施設で調理し外部搬入する方式に変更する。両施設の距離は100メートルで配送に係る時間は約1分である。配送は北茨城市立新公立保育所が所有する給食運搬車を使用し実施する。

搬入元「北茨城市民病院調理設備の状況」

	調理室面積	職員数	調理設備
市民病院調理室	73.40 m ²	管理栄養士 2名 調理員 2名 調理補助 6名	自動手指洗浄消毒器、流し台、配膳台、冷蔵庫、冷凍庫、調理台、回転釜、電気自動炊飯器、コンビオーブン、電気フライヤー、野菜調理機、給湯器、食器洗浄機、電気消毒保管庫、殺菌庫、常温パスボックス、プラストチラー、IHテーブル、電気ローレンジ、ホットブレンダー、フードプロセッサー

5 当該規制の特例措置の内容

- (1) 公立保育所における給食の外部搬入の実施にあたり、「保育所における給食の提供ガイドライン（厚生労働省 平成24年3月）」を踏まえて取り組むとともに、「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日付雇児発0601第4号）」における外部搬入実施に当たっての留意事項を遵守する。また、食育については「茨城県食育推進計画」、に基づき、保育所で作成した「食育年間計画」に沿って、所長、保育士、配膳員、市民病院管理栄養士、受託者の管理者、責任者（栄養士）、企画部献

立担当が連携し取り組む。

新公立保育所において、提供される食事の栄養面の一義的な責任は新公立保育所にあり、新公立保育所の管理者において、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような職員体制等を整えるものとする。あわせて、調理業務を適切に実施するための体制整備については、当市長の責任の下に行うこととする。

- (2) 外部搬入により児童に提供する給食の献立は、栄養士が作成し、年齢に応じた大きさ、固さ、分量等について対応する。特に、3歳未満児については、発育や離乳食の時期に応じて食器の重さや大きさ等きめ細やかな配慮の上提供する。また、体調不良児やアレルギー児等への対応については、事前申し出による対応や保護者との連絡体制の強化などにより対応し、「アレルギー対応ガイドライン」「保育所アレルギーマニュアル」等を活用し、保護者、栄養士、職員で共有を図り適切に対応する。
- (3) 調理方式については、市民病院調理室から約1分という条件の下、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供するクックサーブ方式で行う。配送は密封できる専用コンテナに収容し衛生管理のもと行う。使用したコンテナや食缶はすぐに回収し、市民病院調理室において十分な消毒後、厳重に保管する。加えて、車両の衛生管理についても徹底する。市民病院調理室は、十分な衛生管理の下で調理を行い、食材の適正管理、調理員の研修、健康管理も怠りなく、保健所の指導・助言に従い適正に運用する。
- (4) 外部搬入を行う場合の衛生基準の遵守については、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について（平成20年4月1日付雇児発第0401002号）」の留意事項を遵守するとともに、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和62年3月9日社施第38号）において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号）の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第68号）を遵守する。
調理業務の受託者との契約内容の確保については、市民病院と調理業務受託者の間で契約書を取り交わし、その上で北茨城市と市民病院でも覚書を取り交わし、特例措置事業の実施において緊密な連携を図る。
- (5) 搬入先の保育所における調理室の面積及び調理設備の状況は以下のとおりであり、加熱に必要なガス台、保存のための冷蔵庫、配膳台等の必要な設備が配置されている。

搬入先「新公立保育所の概要」

園名	調理室面積	調理設備
新公立保育所	20.70 m ²	ガスレンジ、電子レンジ、一槽シンク、移動台、ソイルドテーブル、クリーンテーブル、冷凍冷蔵庫、給湯器、ドアタイプ洗浄機、電気消毒保管庫、台下戸棚、吊戸棚、上棚

【配送計画】

午前	8時50分	おやつ完成、調理室出発
午前	8時55分	保育所到着、検食、配膳、おやつ喫食
午前	10時50分	市民病院調理室での昼食調理完了、調理室出発
午前	10時55分	保育所到着、検食
午前	11時05分	各クラス昼食配膳完了
午前	11時10分	昼食喫食
午後	1時00分	回収、保育所出発
午後	1時05分	市民病院調理室到着
午後	1時15分	食缶等の洗浄
午後	2時40分	市民病院調理室でのおやつ調理完了、調理室出発
午後	2時45分	保育所到着
午後	2時55分	各クラス配膳配膳準備完了
午後	3時00分	おやつ喫食
午後	3時40分	回収、保育所出発
午後	3時45分	市民病院調理室到着